

# 介護等体験

## 【目的】

小学校および中学校の教諭の普通免許状を取得するための要件として、7日間の介護等体験をすることが義務づけられています。介護等体験の目的は、小学校および中学校の教諭の普通免許状の取得を希望する者が、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行なうことにより、個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深め、教員としての資質の向上を図り、義務教育を充実させることにあります。

## 【対象者】

小学校もしくは中学校の教員免許状取得希望者

## 【免除される方】

- 1998(平成10)年3月31日以前において大学または文部大臣の指定する教員養成機関に在学した方で、これらを卒業するまでに教育職員免許法別表第1に規定する小学校または中学校の教諭の専修、1種もしくは2種のいずれかの免許状取得に係る所要資格を得ていて当該の教員免許状授与の申請をする方。
- すでに教育職員免許法別表第1により小学校または中学校の教諭の普通免許状を取得している方で、次のいずれかに該当する方。
  - ・2種免許状を当該1種免許状に上進する場合
  - ・すでに中学校の免許状を所持し、小学校の免許状を取得する場合
  - ・すでに小学校の免許状を所持し、中学校の免許状を取得する場合
- 1997(平成9)年度に大学(学部生、大学院生、科目等履修生いずれでもよい)に在籍し引き続き1998(平成10)年度以降も途切れることなく在籍し、卒業・修了するまでに小学校または中学校の教諭の普通免許状の所要資格を得た方。
- 下記の「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」第3条(介護等の体験を免除する者)に該当する方。

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」  
(平成9年文部省令第40号)

第3条(介護等の体験を免除する者)  
特例法第2条第3項に規定する介護等に関する専門的知識及び技術を有する者として文部科学省令で定めるものは次の各号の1に該当する者とする。

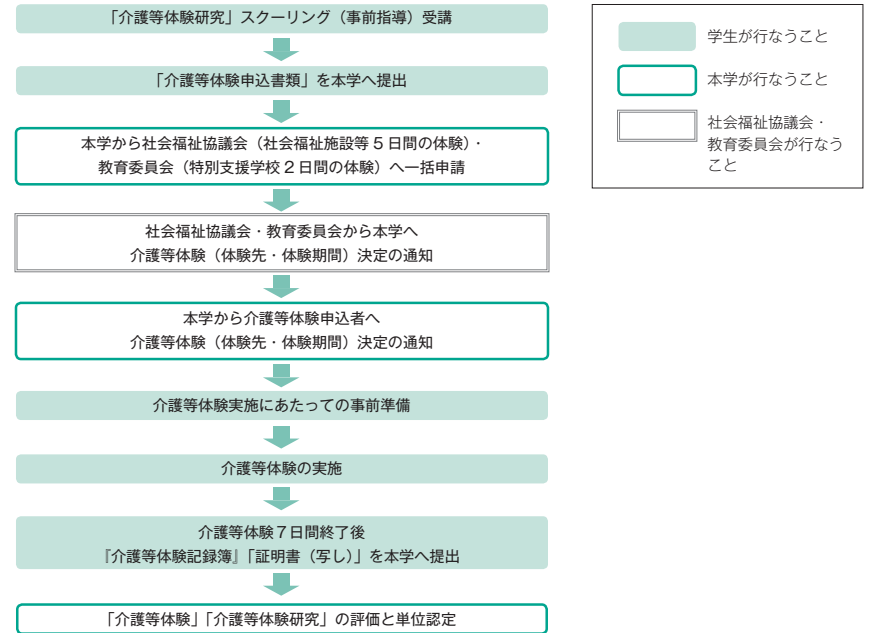
- 一 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第7条の規定により保健師の免許を受けている者
- 二 保健師助産師看護師法第7条の規定により助産師の免許を受けている者
- 三 保健師助産師看護師法第7条の規定により看護師の免許を受けている者
- 四 保健師助産師看護師法第8条の規定により准看護師の免許を受けている者
- 五 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項の規定により特別支援学校の教員の免許を受けている者
- 六 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第3条の規定により理学療法士の免許を受けている者
- 七 理学療法士及び作業療法士法第3条の規定により作業療法士の免許を受けている者
- 八 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第4条の規定により社会福祉士の資格を有する者
- 九 社会福祉士及び介護福祉士法第39条の規定により介護福祉士の資格を有する者
- 十 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)第3条の規定により義肢装具士の免許を受けている者

2 特例法第2条第3項に規定する身体上の障害により介護等の体験を行なうことが困難な者として文部科学省令で定めるものは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者のうち、同法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、障害の程度が1級から6級である者として記載されている者とする。

はじめに  
学部(本科)  
課程本科  
科目履修コース  
科目履修コース(特例)  
本入学資格コース  
教養講座  
各種英語グッド  
志願にあたって

はじめに  
学部(本科)  
課程本科  
科目履修コース  
科目履修コース(特例)  
本入学資格コース  
教養講座  
各種英語グッド  
志願にあたって

## 【介護等体験に関わるスケジュール】



学生が行なうこと  
 本学が行なうこと  
 社会福祉協議会・教育委員会が行なうこと

## 【実施資格】

「介護等体験研究」(R-S履修)のスクリーニング(事前指導)を受講していること。  
 〈注意〉①産前・産後休暇中、育児休暇中、妊娠している方は、母体の保護および介護等体験先への負担の回避のため、介護等体験は認められません。  
 ②「麻疹に対する免疫がある」という証明書が必要です(p.150参照)。

## 【介護等体験を行なう場所・必要日数】

介護等体験は、原則として、5日間の社会福祉施設等(老人ホーム・高齢者介護施設・乳児院等)での体験と2日間の特別支援学校(盲学校・聾学校等含む)の合計7日間行ないます。体験を行なう場所は、居住地(本学に登録された住所)の都道府県です。どちらの体験についても、本学を通じて各都道府県の社会福祉協議会および教育委員会へ申請を行ないます。受入れ先や受入れ期間は、各都道府県の社会福祉協議会および教育委員会が決定します。多くの都道府県では、介護等体験を行なう前年度末から当該年度の初めが申請時期になっているため、体験時期は入学した翌年度以降になります。

## 【介護等体験費(2017年度)】

1単位 14,000円 ※東京都、神奈川県は20,500円

## 【そのほかの留意事項】

1. 決定された体験先、体験期間を変更することはできません。
2. 介護等体験を行なうにあたって、介護等体験を行なう年度に受診した「健康診断書」の提出が必要です。
3. 介護等体験を行なう前に、体験先でオリエンテーションが行なわれる場合があります。

## 【介護等体験の受入れ状況について】

全国的に介護等体験の希望者が増加しています。都道府県によっては、希望する年度や時期に体験を行なうことができない場合や、自宅から遠方の体験先になる場合があります。

## 【「介護等体験研究」スクーリング開講予定(2017年度)】

1. 「介護等体験研究」スクーリングは、介護等体験を行なうための事前学習と、介護等体験を行なう手続きを説明し、必要書類を配付します。
2. 下表の通り1年間に複数回開講しています。いずれか1日1回受講してください。
3. 希望する時期に介護等体験を行なうことができるよう、**入学直後のスクーリングを受講してください。**
4. 受講にあたっては、入学後の補助教材「スクーリングのしおり」で案内します。

スクーリング受講申込期間	スクーリング種別	開講日	注意
4月25日～5月5日(必着)	春期	5月27日	春期受講希望の場合は、I期に志願書類を提出してください。
5月25日～6月5日(必着)	夏期	7月30日	
		8月6日	
10月25日～11月5日(必着)	冬期	12月2日	冬期受講希望の場合は、III期に志願書類を提出してください。
11月25日～12月5日(必着)	集中Ⅲ	1月27日	

——そのほか介護等体験に関する詳細については教職支援課までお問い合わせください——

はじめに

学部(本科)

課程本科

科目履修コース

科目履修コース(特例)

本科入学資格コース

教養講座

介護等体験

志願にあたって

はじめに

学部(本科)

課程本科

科目履修コース

科目履修コース(特例)

本科入学資格コース

教養講座

各種実習ガイド

志願にあたって

## 教育実習・介護等体験の際の麻疹に対する抗体確認について

文部科学省からの指導により、本学では、教育実習校・園の幼児・児童・生徒・教職員ならびに介護等体験先の方への感染を防止することを目的とし、教育実習・介護等体験を行なう予定の学生全員に「麻疹に対する免疫がある」または「ワクチンを接種した」という医師による証明の提出を義務づけています。**過去に罹患歴や予防接種歴があったとしても、現段階で「抗体検査」を受検してください。**「抗体検査」とは、麻疹の抗体(免疫)の有無を調べる血液検査のことで、検査方法は問いませんが、検査される場合は、EIA法(IgG)を推奨します(可能な限りHI法は避けてください)。

抗体検査を受検し、陽性の場合は、「麻疹に対する免疫がある」証明(写し)を提出する。  
陰性・疑陽性の場合は、ワクチンを接種し、「ワクチンを接種した」証明(写し)を提出する。

- (ア) 教育実習や介護等体験実施については、上記の対応で可としますが、ワクチン接種をした方は、ワクチン接種の約1ヶ月後に再度、抗体検査を受検し、抗体が定着したかどうかを各自の責任において確認してください。
- (イ) ワクチン接種のみで、抗体が定着したかどうかを確認しない場合、自分が感染したり感染源となる可能性が否定できません。危険性があるまま、教育実習や介護等体験にのぞむことになることを自覚してください。
- (ウ) **教育実習や介護等体験の実施申込み時に証明の提出が必要となりますので、特に、入学年度に教育実習を予定している方や、入学後すぐに「介護等体験研究」スクーリングを受講予定の方は、事前に対応をしておいてください。**
- (エ) 教員をめざす者として、自身が健康であることに心がけ、他の人の健康にも配慮することは教員としての重要な資質です。趣旨を十分に理解し、対処するようにしてください。
- (オ) 上記内容を十分に理解するとともに、教育実習校・園や介護等体験先及び各教育委員会の指示に従ってください。
- (カ) 各種機関の方針や社会情勢の変化により、ここに示した内容や指示以外のことが求められたり、変更されたりすることも考えられます。それらにも関心をもち、自己の責任の上で対処するようにしてください。

### 抗体検査受検から教育実習・介護等体験申込みまで

